

平成24年度草津市路上喫煙対策委員会（概要）

1. 日 時

平成25年2月22日（金） 13時30分～15時10分

2. 場 所

草津市役所 6階 601会議室

3. 出席者

岡座委員、小林委員、曾和委員、寺尾委員

深田委員、福井委員、真島委員

4. 会 議

<開会>

事務局 ただ今から平成24年度草津市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日は、委員8名中7名の出席があり、会議が成立しております。委員の互選により委員長は寺尾委員、副委員長は小林委員に決定しました。

委員長 本日は報告案件が2件と審議案件が1件です。事務局より説明をお願いします。

事務局 ・ 前回の対策委員会における審議結果内容の報告
・ 路上喫煙対策の現状の報告
・ 平成24年度の取組みの報告

委員長 前回対策委員会内容の報告から前回委員会以降の取組みと最新の状況について、事務局より説明がありました。質問はありますか。

委員 JR草津駅西口のマナースペースについて、マナースペースから煙が周囲に広がるので囲いを設置するべきではないか。マナースペース付近を通行する歩行者に迷惑がかかっている。

委員 禁止区域の境界付近で、禁止区域に入る前の喫煙や吸い殻のポイ捨て、路上喫煙をしている喫煙者がいる。

委員長 条例では市全体で路上喫煙をしないように努めることとなっており、禁止区域外で、喫煙が可能になることはありません。

委員 一般市民の方は禁止区域以外は喫煙可能だと感じているのではないかと。

委員 JR南草津駅西口のマナースペースは駅北側に設置されているが、駅の利用者は駅南側を通行する人が多く、喫煙者も駅南側で喫煙している。駅南側にマナースペースを移動することが必要ではないか。JR草津駅西口のマナースペースは狭く喫煙者が多く集まるため、迷惑に感じている方がいることは聞いているが、新たに設置できる場所がない。JR草津駅東口も利用者が多いため、もう1ヶ所喫煙場所を設置できないか。草津駅東口の公衆便所付近ならば、喫煙場所の設置が可能でないかと考えています。

委員 JR南草津駅東口のマナースペース付近が小学校の通学路となっていることから小学校PTAから要望書を出されたと聞いています。対応についてお伺いしたい。

事務局 要望のあったマナースペースについて、子どもたちの受動喫煙を軽減するため植栽で遮蔽することで喫煙者との分離を図りました。

委員 路上喫煙禁止区域の範囲を市民や喫煙者に対してわかりやすく看板などで啓発する必要があるのではないか。禁止区域内での喫煙行為に対する啓発も必要です。

委員長 啓発の問題は以前から議題になっています。継続して啓発方法などの検討は必要になります。次の議題に移りますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 現状と対策のまとめ及び今後の課題について説明します。

- ・現状と対策のまとめ（資料15ページ～16ページ）
- ・今後の課題について（資料17ページ）

委員長 マナースペースと喫煙マナーに対する啓発が課題です。JR草津駅東口周辺に現在のマナースペース以外の場所に喫煙場所を設置すること、JR南草津駅西口マナースペースの設置場所が悪いという具体的な提案があがっております。他の委員の意見を伺います。

委員 マナースペースにたばこを捨てる灰皿が小さいため、吸い殻等を捨てる場所がなく、マナースペースの灰皿以外の場所に捨ててしまうのではないか。

委員 灰皿を大きくすると、吸い殻以外にゴミが捨てられる恐れがあり、ゴミが放置され、火がついてしまう危険性もあります。灰皿が小さいのならば、2つ並べるなどの方法も考えられます。

委員 喫煙者に対して禁止区域内での喫煙が可能になったと誤ったメッセージを与える可能性があり、条例の観点や健康増進やマナー向上の観点からも逆行するのでマナースペースを増設することは反対です。ただし、利用者が利用しやすい場所に現在の場所からマナースペースを移動することについては賛成です。

委員 受動喫煙の問題から、マナースペースの周囲を通行する人に迷惑をかける恐れがあるため、喫煙場所を増やし、喫煙者を分散させる目的で提案しています。

委員 J R 草津駅西口周辺についても、吸い殻のポイ捨てや禁止区域外での喫煙が見られますが、吸い殻の処分などは喫煙者の最低限のマナーだと思います。

委員 植栽による遮蔽もいい方法ですが、完全に煙による被害をなくすためには、屋根のついた建物みたいなものを造ればいいのかではないですか。

委員 マナースペースの場所を判りやすくすること、しっかりとした設備にすればいいのではいかと考えます。

委員長 これまでの意見から、事務局の考えはいかがですか。

事務局 マナースペースの位置は、過去の委員会にて協議した結果から現在の位置に設置しています。J R 南草津西口のマナースペースの位置を人通りの多い位置に移動すると通行者に影響が出ることが考えられます。喫煙者と非喫煙者にとって影響が少ない場所をマナースペースの場所として設置しています。次に、建物を設置することは、管理上の問題から植栽による遮蔽で対応することとします。禁止区域周辺でのポイ捨てや路上喫煙などの原因は喫煙者のマナーであるため、マナースペースを増設するのではなく、喫煙者のマナーを改善することが今後の課題と考えています。

委員長 草津駅東口公衆便所付近に喫煙場所を設置することについて、マナースペースとしてこの委員会の議論の対象とならないとの意見については。

事務局 喫煙場所を設置して、路上喫煙防止の効果を計るという意味であれば、設置について議論すべきではないかと考えるが、マナースペースとは違う場所で喫煙するために設置するという意味であれば、議論すべきものではないと考えています。

委員 喫煙場所を分散させて、路上喫煙防止の結果がでなかったら設置したものを撤去

すればいいのではないか。

委員長 喫煙場所を設置することは、受動喫煙問題やスペースの確保など様々な問題があります。喫煙者と非喫煙者の意見があり、一気に結論を出すことは難しいことです。

委員 喫煙行為によって迷惑がかかっていることも事実です。

委員長 一方、啓発については、中長期的に喫煙マナーが向上していくような啓発方法を考えてもいいのかなと思います。また、喫煙場所の増設場所については、具体的に草津駅東口の公衆便所付近と出ていますが、事務局としては増やさないとありましたが、場所的な意味ではどのように考えていますか。

事務局 JR草津駅東口南側の公衆便所付近に、喫煙場所を設置すると公衆便所利用者に受動喫煙の被害が及ぶ恐れがあり、公衆便所が非常に利用しにくい施設になるのではないかと考えております。

委員 仮に喫煙場所を一度設置して、周辺に吸い殻などのゴミが捨てられないようならば街がきれいになる効果が現れるかもしれない。長期間設置することを申しあげているではありません。1回も行動を起こしていないのに、無理と言わないでほしい。

委員長 喫煙施設についてですが、たばこの煙を吸い込む設備を備えた建物を設置という意見もありましたが、たばこの煙を無害にすることは難しいと言われております。前回の委員会で商店などに灰皿の設置を依頼するという意見がありましたが、結果はどのようになりましたか。

委員 一店舗も灰皿を設置するという回答はありませんでした。

副委員長 委員会の設置当初は非喫煙者から市内全域を禁煙とする意見もありましたが、議論の結果、路上喫煙禁止区域を指定しマナースペースを設置しました。私はマナースペースを増やすことについては反対です。しかし、マナースペースの改善について、議論することは必要であると考えます。マナースペースを増設することではなく、喫煙者のマナー向上が大切だと考えます。

委員長 次回の議題については、マナースペースと啓発の2点について議論をしっかりとしたいと考えております。本日の委員会は終了いたします。